

社会福祉法人 太陽の里

第2若 葉 さ わ や か 苑

軽費老人ホーム（ケアハウス）

重 要 事 項 説 明 書

令和7年4月1日現在

当事業所はご入所者に対して軽費老人ホーム（ケアハウス）サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所への入所は、原則として60歳以上の自立された方を対象とした施設となります。

目次◆◇

1	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	職員の配置状況・・・・・・・・・・	1
4	協力医療機関・・・・・・・・・・	2
5	当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	2
6	利用料金と費用が自己負担となるサービスの概要・・	3
7	利用料金のお支払い方法・・・・・・・・・・	4
8	事業所を退所していただく場合・・・・・・・・・・	4
9	円滑な退所のための援助・・・・・・・・・・	5
10	残置物の引取・・・・・・・・・・	5
11	苦情の受付について・・・・・・・・・・	5
12	緊急時・事故発生における対応について・・・・・・・・	5
13	身体拘束について・・・・・・・・・・	6
14	損害賠償について・・・・・・・・・・	6
15	衛生管理・・・・・・・・・・	6
16	非常災害対策・・・・・・・・・・	6
17	守秘義務と個人情報の利用について・・・・・・・・・・	6
18	施設利用の留意事項・・・・・・・・・・	7
19	重要事項説明同意書・・・・・・・・・・	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 太陽の里
(2) 代表者氏名 理事長 中井 大樹
(3) 法人所在地 三重県松阪市若葉町80番地5
(4) 電話番号 0598-51-2555 FAX 51-8038
(5) 設立年月 平成9年7月18日

2. 事業所

- (1) 事業所の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）
平成21年8月1日指定
(2) 事業所の名称 第2若葉さわやか苑
(3) 事業所の所在地 三重県松阪市若葉町77-7
(4) 電話番号 0598-52-6100 FAX 52-6101
(5) 管理者 濱田 和樹
(6) 当事業所の運営方針 ご入所者個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援します。
(7) 開設年月 平成21年8月1日
(8) 入所定員 20人
(9) 建物の構造 鉄骨造り 地上4階建
(10) 建物の延べ床面積 1904.00㎡
(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、原則ユニット型の個室部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	20室	ユニット型個室
共同生活室	2室	※機能訓練室含む
浴室	2室	個室浴室
面談室	1室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、軽費老人ホーム（ケアハウス）に必置が義務づけられている設備です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご入所者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1	1名
2. 生活相談員	1	1名
3. 介護職員	2	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 事務職員 2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 中： 8：30～17：30 1名

4. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入所者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

協力歯科医療機関

医療機関の名称	村田歯科クリニック
所在地	松阪市五反田町4-1121-13

協力眼科医療機関

医療機関の名称	カイバナ眼科クリニック
所在地	松阪市垣鼻町1638

協力医療機関

医療機関の名称	かいばな内科クリニック
所在地	松阪市垣鼻町 1761-23

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご入所者に対して以下のサービスを提供します。

1 食事の提供＜入所契約書第5条参照＞

- ① 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ② ご入所者の身体の状況または病状のため、常食が摂れない場合、医師の指示によって療養食を提供いたします。
- ③ ご入所者の自立支援のため離床し、食堂にて食事をとっていただくことを原則と

しています。

④ 食事時間は概ね次の通りとします。

朝食： 7：20～ 8：20

昼食： 11：30～ 12：30

夕食： 17：00～ 18：00

2 入浴の準備＜入所契約書第 6 条参照＞

ご入所者が快適に使用できるよう入浴設備を良好に管理し入浴の準備をいたします。

入浴日 月 ～ 土 入浴時間 9：00 ～ 16：00

3 生活相談・助言＜入所契約書第 7 条参照＞

生活相談員は、常にご入所者の心身の状況、その置かれている環境の的確な把握を心がけ、ご入所者またはその代理人からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

6. 利用料金と費用が自己負担となるサービスの概要＜入所契約書第 10 条参照＞

- 1 利用料の額については国の定める基準に従って、生活費・事務費・居住に要する費用等を合算した額をお支払い頂きます。（別紙利用料金一覧表参照）
- 2 電気代：居室で使用する電気代については、各個別のメーターにて、1ヶ月単位で請求させていただきます。
- 3 水道代：居室で使用する水道代、各個別のメーターにて、1ヶ月単位で請求させていただきます。
- 4 おむつ代：実費（おむつの処理費用は別途ご負担をお願いします。）
- 5 特別な食事：ご入所者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合には、要した費用をご負担願います。
- 6 理髪・美容サービス：月に1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。 利用料金：要した費用の実費
- 7 予防接種（インフルエンザ）：年に1回協力医または主治医による予防接種を行います。 利用料金：要した費用の実費
- 8 レクリエーション、クラブ活動にかかる材料代等の実費。
- 9 ご入所者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には1枚につき10円の実費をご負担願います。
- 10 介護用品・用具にかかるリース料
- 11 施設駐車場をご利用される方は3,000円の実費負担願います。
- 12 その他ご入所者にご負担頂くのが適当と思われるもの。

7. 利用料金のお支払い方法＜入所契約書第 11 条参照＞

前項 1.2.3 の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご通知致しますので、翌月 15 日までに以下の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア.下記指定口座への振り込み または 口座振替

三十三銀行 松阪本店営業部 普通預金 3134891

シャカイフクシホウジンタイヨウ ノ サト ケ ア ハ ウ ス ダイ ニ ワ カ バ サ ワ ヤ カ エ ン リ シ ナ カ イ ダイ キ
社会福祉法人太陽の里ケアハウス第2若葉さわやか苑 理事 中井大樹

8. 事業所を退所していただく場合（契約終了について）

＜入所契約書第 22・23 条参照＞

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のようない事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご入所者に退所していただくことになります。

- (1) 事業者が解散・破産又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (2) 事業所の滅失や重大な毀損により、ご入所者に対するサービス提供が不可能になった場合
 - (3) ご入所者、又は身元引受人から退所の申し出があった場合
 - (4) 他の入所者の生活、又は健康に重大な被害を及ぼす恐れがあると認められる場合
 - (5) 利用料その他の費用などの支払いを3ヶ月以上怠った場合
 - (6) 提出書類等に虚偽の申告を行い不正に入所した場合
- ※ 退所時は、居室のクリーニング代をお支払い下さい。

9. 円滑な退所のための援助＜入所契約書第 22 条参照＞

ご入所者が当事業所を退所する場合には、ご入所者及び身元引受人等の希望により、事業所はご入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をご入所者に対して速やかに行います。

10. 残置物の引取＜入所契約書第 23 条参照＞

当事業所は、入所者及び身元引受人に残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご入所者にご負担いただきます。

都合により残置物の引き取りができない場合は、当事業所で処分手続きさせていただきますが、処分に係る費用は全額ご負担いただきます。

11. 苦情の受付について＜入所契約書第 25 条参照＞

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口 (責任者) [職名]施設長
(担当者) [職名]生活相談員

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、御意見箱を施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

松阪市健康ほけん部 介護保険課	所在地 電話番号	松阪市殿町1340-1 0598-53-4190
国民健康保険団体連合会 苦情処理専用電話	所在地 電話番号 受付時間	津市桜橋2丁目96 059-222-4165 9:00～16:30
三重県社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内 059-224-8111 8:30～17:00

(3) 苦情の処理について

苦情は受付日より一週間を目途に申出人に経過を報告します。

苦情の内容により苦情処理委員会を開催し、協議し解決をはかります。

12. 緊急時・事故発生時における対応について<入所契約書第8条参照>

サービスの提供中にご入所者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師或いは協力医院に連絡し、適切な処置を講じます。また、ご入所者に事故が発生した場合は、ご家族、身元引受人、県、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

13. 身体拘束について<入所契約書第26条参照>

ご入所者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いとき、又は他の入所者へ危害を与える可能性が高いとき、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がないときに限り、身体拘束をご入所者又は身元引受人の同意を得たうえで実施します。

14. 損害賠償について<入所契約書第18・19条参照>

当事業所において、事業者の責任によりご入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご入所者に故意又は過失が認められる場合には、ご入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

加入保険制度	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
--------	--------------------

15. 衛生管理＜入所契約書第27条参照＞

ご入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、定期的な消毒を施す等、常に衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、管理を適正に行います。

従業者等は、感染症などに関する知識の習得に努め、事業所において感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講じます。

16. 非常災害対策＜入所契約書第8条参照＞

入所中に天災その他災害が発生した場合、従業者はご入所者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を執ります。また非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

17. 守秘義務と個人情報の利用について ＜入所契約書第28条参照＞

- 1 事業者及び従業員は、施設サービスを提供する上で知り得たご入所者及びご家族等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- 2 事業者は知り得たご入所者及び代理人等の個人情報を、以下の利用目的に限って利用できるものとします。
 - (1) 事業所への入所・退所の手続き
 - (2) 医療機関への情報提供（受診が必要なとき）
 - (3) 介護保険事業所への情報提供
 - (4) カンファレンス
 - (5) 損害保険への情報提供（必要時）
 - (6) 介護サービス提供の基礎資料
 - (7) 施設掲示物への利用（施設発行の新聞、レクリエーションの写真掲示 等）
 - (8) 法にて利用が許可されている事項

18. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、当事業所に入所されているご入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会 面会時間 8：30～20：00

※ 来訪者は、必ず受付で面会票をご記入の上、各階の従業員にお申し出ください。
なお、来訪される場合、お酒の持ち込みはご遠慮ください。

(2) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

仏壇、家具、その他事業所が不要と認めたもの。（職員に御相談下さい。）

(3) 食事

食事が不要な場合は、下記までにお申し出下さい。下記までにお申し出があった場合には、食費に相当する分については減額されます。

朝食 : 200円 昼食 : 300円 夕食 : 350円
(前日17:30まで) (当日9:00まで) (当日14:30まで)

(4) 施設・設備の使用上の注意

1. 居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
2. 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入所者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
3. ご入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、ご入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
4. 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

軽費老人ホーム（ケアハウス）サービス重要事項説明同意書

軽費老人ホーム（ケアハウス）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

軽費老人ホーム（ケアハウス） 第2若葉さわやか苑

説明者職名 施設長・生活相談員

氏名 _____ 印

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、軽費老人ホーム（ケアハウス）サービスの提供開始に同意しました。

（入 所 者）

契 約 者 氏名 _____ 印

署名代理人 氏名 _____ 印

署名代行理由

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。